

札幌市水道局広告事業公募型指名競争入札取扱要領

平成19年 5月14日管理者決裁

最新改正 令和 5年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要領は、水道局が実施する広告事業において、指名競争入札により契約の相手方を決定するにあたり、あらかじめ入札参加を希望する者を募集し、それらの者の中から入札参加者を指名する入札方式(以下「公募型指名方式」という。)による場合の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加申請の受付期間)

第2条 入札参加申請の受付期限は、第3条による公開の日の翌日から起算して5日以上後の日とする。

(公開する事項)

第3条 公募型指名方式により入札を行うときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を公開しなければならない。

- (1) 募集の内容
- (2) 広告事業を行う課(所)名及び場所
- (3) 広告媒体の名称
- (4) 入札参加条件
- (5) 入札説明書の交付場所
- (6) 入札参加申請の受付期限及び受付場所
- (7) 指名されなかった場合は、その理由の説明を求めることができる旨
- (8) その他必要と認める事項

2 前項の規定による公開は、様式1により行うものとする。

(入札の参加申請)

第4条 公募型指名方式による入札に参加しようとする者(以下「申請者」という。)は、第2条で指定した日までに、次の各号に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- (1) 広告事業公募型指名競争入札参加申請書(様式2)
- (2) その他管理者が必要と認める書類

2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札の参加申請をさせることができない。

- (1) 札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録されていない者
- (2) 札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領(平成14年 5月 8日付け管理者決裁)に基づく参加停止措置を受けている者
- (3) 入札参加条件を満たさない者
- (4) 同一の入札に事業協同組合等の組合と当該組合の構成員が参加を希望した場合

3 前項の規定にかかわらず、民間事業者との直接契約により、その者の広告を広告媒体に掲

載する方式により広告事業を実施する場合にあつては、同項第1号に掲げる者であっても入札の参加申請をさせることができる。この場合にあつては、広告事業公募型指名競争入札参加申請書に併せ申出書(様式3)、その他必要な書類を提出させなければならない。

(指名業者の選定)

第5条 指名業者の選定は、札幌市水道局広告事業被指名者選考基準に基づき、札幌市水道局広告事業被指名者選考委員会(以下「指名委員会」という。)が行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は指名しない。

- (1) 申請書等の提出のない者
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした者

(入札の中止等)

第6条 入札条件を満たした申請者が2人以上ない場合、指名する者が2人以上ない場合等、入札を中止又は取り消すことに合理的理由があるときは、当該公募型指名方式は中止する。

(理由の説明)

第7条 入札参加の申請を行ったにもかかわらず指名されなかった者が、管理者が指定する日までに、その理由について説明を求めた場合は、書面により受け付けるものとする。

2 前項の規定による説明を求められた場合は、非指名理由説明書(様式4)により回答するものとする。

3 前項の回答を行う場合は、あらかじめ指名委員会の議を経なければならない。

(実施細目)

第8条 この要領の実施について必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成19年5月14日管理者決裁)

(施行期日)

この要領は、平成19年5月14日から施行する。

附 則 (平成20年4月8日管理者決裁)

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則 (平成23年7月15日管理者決裁)

(施行期日)

この要領は、平成23年7月19日から施行する。

附 則 (平成24年12月4日管理者決裁)

この要領は、平成24年12月4日から施行する。

附 則（平成26年12月1日管理者決裁）

この要領は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成29年11月7日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和2年11月11日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。